

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

1. 趣旨

本年6月に公布された水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行に伴い、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準等を定めるため水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府令・通商産業省令第2号）（以下「施行規則」という。）を改正するものである。

2. 内容

(1) 改正後の水質汚濁防止法第5条第3項第6号の環境省令で定める事項について

改正後の水質汚濁防止法（以下「改正法」という。）第5条第3項第6号の環境省令で定める事項は、有害物質使用特定施設にあってはその施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあってはその施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統とする。

(2) 有害物質貯蔵指定施設等に関する届出等（改正法第5条、第7条、第10条及び第11条関係）

改正法第5条、第7条、第10条及び第11条において、有害物質貯蔵指定施設が新たに位置づけられたことに伴い、施行規則第3条第3項、第6条及び第7条中に「第5条第3項」を追加し、有害物質貯蔵指定施設等について定められた様式によって届け出ること、受理書を交付すること、氏名の変更等を届け出ることを規定する。また、様式についても、有害物質貯蔵指定施設に対応するための必要な修正を行う。

(3) 有害物質使用特定施設等に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに点検、記録、保存の方法について（改正法第12条の4及び第14条第5項関係）

改正法第12条の4及び第14条第5項の規定に基づき、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに点検、点検結果の記録、記録の保存の方法を定める。

具体的な内容は「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について（第2次答申案）」に基づき規定する。

(4) 有害物質貯蔵指定事業場に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令について（改正法第14条の3関係）

改正法第14条の3の地下水の水質の浄化に係る措置命令等の対象に有害物質貯蔵指定事業場（有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場）が追加されたことに伴い、施行規則第9条の3の中に「有害物質貯蔵指定事業場」を追加する。

(5) 既設工場・事業場に関する届出方法について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）附則第3条第1項の規定に基づく届出は、改正後の施行規則様式第1により行うこととする。